学則

1.研修目的	当校は、我が国の急速な高齢化の進展の中で、岐阜県において質の高い福祉を充実するために、すぐれた技術と人間性を兼ね備えた人材を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
2.研修事業の名称	心音福祉アカデミー介護職員初任者研修
3.実施場所	岐阜県土岐市肥田浅野元町1-32
4.研修実施期間	平成30年4月1日(日)～平成30年6月30日(土) (土・日制)
5.研修カリキュラム	別紙のとおり
6.主要テキスト	介護職員初任者研修テキスト 全2巻 中央法規
7.修了認定	【1】出欠の確認方法 1.講義当日の開始前及び各科目(項目)の開始前に出席簿により担当講師が確認する。 *5分前には、着席すること。 2.やむを得ない理由により、欠席する場合は、事前に連絡を行うこととする。また、原則として、遅刻、早退は欠席とみなす。 【2】成績の評定方法 全科目終了時に、受講者の知識・技術等の取得度について修了評価を行う。修了評価は、講師による実技評価と筆記試験により行う。 講師による実技評価は、研修科目「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得度について評価 チェックシートを使用し、評価を行う。 チェックシートの「A判定」を7割以上で合格とする。 不合格となった場合は、再評価を行い、基準を満たすまで繰り返す。 筆記試験は、各科目7割以上の正答率をもって合格とする。 不合格となった場合は、後日再試験日を設定する。 【3】修了の認定方法 1.研修科目(項目)のすべてに出席しなければならない。 2.終了評価で合格基準を満たしていなければならない。 3.受講者の知識・技術等の習得が十分でないと認められた場合は、補講を行い、到達目標に達するよう努め、再評価する。 4.各受講者の出席等の状況(実習、補講を含む)、知識・技術等の修得度(修了評価の結果等)等について、必要に応じて認定会議を開催し、研修の修了を認定する。 【4】修了証明書 1.研修修了者に対し、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。 2.研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係わる申し出があった場合は、別記15【1】を準用した本人確認を行い、「修了証再発行申請書」の提出後、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を再発行する。 なお、手数料として1,500円(税込)を受講者負担とする。
8.補講の取り扱い	やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は、項目を単位とし、下記の方法で補講を行うことにより当該項目を修了したものとみなす。 1.同時期に開講している別の研修の同じ項目を受講する。 2.同一内容の項目を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う。 また、補講の実施は原則として当校において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。
9.申込み受付期間	開講の2ヶ月前から募集し、7日前に締め切る。
10.募集方法	開講案内を広告誌、自社ホームページに掲載するほか、チラシ配布等で行う。
11.受講対象者	18歳以上の方で、通学可能な方

12.受講手続き	【1】申込み 自社ホームページ又は、当社指定の申込書に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。応募者多数の場合は先着順とする。 【2】受講料納入方法 申込み後、期日までに指定金融機関への振込みとする。 なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときは、受講を断る場合がある。 【3】受講料返還方法 受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。
13.受講費用	税別　80,000円（受講料・テキスト代含む）
14.退学規定	【1】受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。 【2】受講者が当校の定める諸規定を守らず、又は受講者の本文にもとる次の行為があったときは、退学を命ずることがある。 1.学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められるもの。 2.研修の秩序を乱し、その他の受講者としての本分に反したもの。 3.性行不良で改善の見込みがないと認められるもの。
15.その他	【1】本人確認 研修初日に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等、公的証明書の提示により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。 【2】科目（項目）免除 研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、当該事業者の履歴証明書により、当該科目（項目）について免除することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。 【3】修業年限の延長 受講者が、病気、事故又は災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、1年6ヶ月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。 【4】他の事業者の実施する研修（コース）受講者の受け入れ 科目（項目）ごとに、他の事業者の実施する研修（コース）受講者を受け入れる場合がある。 【5】演習日は、動きやすい服装とする。 【6】昼食必要日は各自で持参することとする。（外出可）
16.付則	この学則は、平成30年2月1日から施行する。